

ひたち転入者応援リフォーム助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、既存住宅の良質化及び中古住宅の流通促進を図ることを目的とし、本市への転入者が行う住宅のリフォームに要する経費の一部を予算の範囲内で助成することについて、日立市補助金等交付規則（昭和45年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸建住宅 住宅敷地に独立して建てられた一戸の住宅をいう。
- (2) 併用住宅 住宅敷地に独立して建てられた建築物内に居住部分と店舗、事務所等居住以外の用途の部分が併存している住宅をいう。
- (3) 転入者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき、本市以外の住民基本台帳に1年以上記載されていた者で、市内の住宅の取得又は相続を機に本市に転入し、本市の住民基本台帳に記載された者をいう。
- (4) リフォーム工事 建物の機能及び性能を原状回復又は向上させるため、設備の変更や修繕・補修等を行うことをいう。
- (5) インспекション 既存住宅状況調査技術者により実施される建物状況調査をいう。
- (6) リフォームローン 第3条に規定する助成対象住宅をリフォームするために金融機関と締結した金銭消費貸借契約をいう。

(助成対象の住宅)

第3条 助成の対象となる住宅（以下「助成対象住宅」という。）は、日立市内の住宅のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 戸建住宅又は併用住宅であること。
- (2) 違法建築物でないこと（建築協定違反を含む。）。
- (3) 共同住宅及び長屋等の集合住宅でないこと。
- (4) 宅地建物取引業を営む者が営利目的として所有（自己の居住の用に供するものを除く。）するものでないこと。

(助成対象者)

第4条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

- (1) 助成対象住宅を取得契約した者又は相続した者であること。
- (2) 助成対象住宅の取得に係る契約の締結又は相続、リフォーム工事及び助成対象住宅への住民登録を1年の間に完了している者であること。
- (3) 申請する日が属する年度の前々年度の4月1日以降の転入者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象者としな

- (1) 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納がある場合
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）と認められる者に該当する場合
- (3) 市で実施している同一住宅のリフォーム工事を対象とした他の助成制度による助成を受けている場合。ただし、市で進める脱炭素化の促進による住宅の高度化を目的として行う脱炭素化促進事業補助（ZEH）を除く。

（助成対象工事）

第5条 助成の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本店若しくは営業所を有する法人又は個人事業者が施工するリフォーム工事であること。
- (2) 申請する日が属する年度の前々年度の4月1日以降に請負契約を締結しているリフォーム工事であること。
- (3) 増改築等の工事ではないこと。
- (4) 耐震改修工事と併せてリフォーム工事を行う場合は、請負工事契約が別であり、それぞれの経費が明確に区分されているものであること。

（助成対象経費）

第6条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、住宅の屋根、外壁、居室、台所、玄関、階段、廊下、トイレ、浴室等のリフォーム工事（インスペクションを実施した場合の経費を含む。）に係る経費とする。ただし、リフォームローンを締結している場合は、締結時から1年間のリフォームローンの金利部分（以下「リフォームローン利子」という。）を合算した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、助成対象経費としない。

- (1) 外構、倉庫及び車庫（カーポートを含む。）等の工事に係る経費
- (2) 備品購入に係る経費
- (3) 併用住宅における居住部分以外の部分の工事に係る経費
- (4) 災害等による保険給付金の対象となる工事に係る経費
- (5) その他市長が適当でないと認める経費

3 助成対象住宅が併用住宅である場合の屋根や壁等の共用部分については、居住部分と居住部分以外の部分の床面積の割合で按分して助成対象経費を算出するものとする。

（助成額等）

第7条 助成額は、助成対象経費のうちリフォーム工事に係る経費について2分の1を乗じて得た額とリフォームローン利子（それぞれ、その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を合算した額とし、50万円を限度とする。

2 助成は、1人につき1回を原則とする。また、共有名義人がいる場合は、そのうち1人に限り助成を受けることができる。（助成の申請）

第8条 助成を受けようとする者は、ひたち転入者応援リフォーム助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、助成を申請する日が属する年度の末日（同日が日立市の休日を定める条例第1条に定める休日に当たるときは、市の休日の前日）までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助要件を満たすことを証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

（助成の決定及び通知）

第9条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、助成が適当であると認めるときは、ひたち転入者応援リフォーム助成決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（額の確定）

第10条 前条に基づき助成の適否を決定するときは、規則第6条の3に規定する交付すべき補助金等の額の確定を併せて行う。

（実績報告）

第11条 規則第6条の2による補助事業等実績報告書の提出は省略する。

（助成の請求）

第12条 第9条の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、助成を申請した日の属する年度末までに、ひたち転入者応援リフォーム助成請求書（様式第3号）のほか、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（助成の実行）

第13条 市長は、前条の請求を適当と認めるときは、助成決定者に対し、助成を行うものとする。

（助成決定の取消し）

第14条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）虚偽その他不正の手段により助成を受けたとき。
- （2）助成の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- （3）その他市長が不適当と認めたとき。

（返還請求）

第15条 市長は、前条の規定により助成決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に助成が行われているときは、当該助成決定者に対し、期限を定めて当該助成額の返還を命ずるものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。